

平成17年3月15日  
平成16年度 No.7

## 目 次

- I 一部負担割合（給付割合）の変更について
- II 保険給付割合の変更について
- III 中四国薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更予定について
- IV 関金町に所在する事業所に係る政府管掌健康保険被保険者証の保険証記号の変更について
- V 淀江町に所在する事業所に係る政府管掌健康保険被保険者証の保険証記号の変更について

---

### I 一部負担割合（給付割合）の変更について

岡山県医師国民健康保険組合  
理事長 津 田 博 之

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご指導ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、平成16年7月17日開催の第97回組合会において規約の一部改正を議決し、平成17年4月1日より下記のとおり一部負担割合（給付割合）を変更することになりました。

つきましては、誠にお手数ですが、関係機関への周知方についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新たに3割負担とする被保険者証は、平成17年4月1日から平成18年9月30日までの、18ヶ月間を有効期限として交付いたしますので、窓口における取扱いについてもご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 一部負担割合（給付割合）

種 別	変 更 前	変 更 後
組 合 員	2 割 (給付割合 8割)	3 割 (給付割合 7割)
准 組 合 員		
世帯員(家 族)		

※ 3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法に定める給付割合

2. 施行年月日 平成17年4月1日以降診療分より

## II 保険給付割合の変更について（通知）

佐賀県医師国民健康保険組合  
理事長 凌 俊 朗

平素、当組合の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、本組合では、給付割合を下記の通り改正し、平成17年4月1日より実施することと致しました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが貴会々報等を通じ、貴会会員へご周知下さるようお願い申し上げます。

### 記

佐賀県医師国民健康保険組合給付割合  
(平成17年4月1日実施)

	現 行		改 正	
組合員	入 院	8 割	入 院	7 割
	入院外	8 割	入院外	7 割
家 族	入 院	8 割	入 院	7 割
	入院外	7 割	入院外	7 割
従業員	入 院	8 割	入 院	7 割
	入院外	8 割	入院外	7 割

註：家族の入院外の給付割合は従来から7割です。

### Ⅲ 中四国薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更予定について（通知）

岡山県保健福祉部長寿社会対策課長

このことについて、中四国薬剤師国民健康保険組合から、別添（写し）のとおり、一部負担金割合を変更する予定である旨の周知依頼がありましたので、お知らせします。

なお、正式には、平成17年3月末日までに開催される組合会において規約の変更について議決の上、認可申請がされる予定です。

変更内容は以下のとおりですので、関係機関への周知についてよろしく申し上げます。

#### 記

#### 1 保険者名

中四国薬剤師国民健康保険組合

（岡山市表町1丁目11番28号、TEL 086-231-1738）

#### 2 変更内容（予定）

現 行			変 更 後（予 定）		
被保険者区分		一部負担金の割合	被保険者区分		一部負担金の割合
組合員	一 般	2割	組合員	一 般	3割
	3歳未満	—		3歳未満	—
	70歳以上 一 般	1割		70歳以上 一 般	1割
	70歳以上 一定以上 所得者	2割		70歳以上 一定以上 所得者	2割
家 族	一 般	2割	家 族	一 般	3割
	3歳未満	2割		3歳未満	2割
	70歳以上 一 般	1割		70歳以上 一 般	1割
	70歳以上 一定以上 所得者	2割		70歳以上 一定以上 所得者	2割

#### 3 施行年月日

平成17年4月1日以降診療分から

※ 本文中別添（写し）は省略します。

#### IV 関金町に所在する事業所に係る政府管掌健康保険被保険者証の保険証記号の変更について

鳥取社会保険事務局保険課長

社会保険事業の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成17年3月22日に関金町が倉吉市に合併することにより、関金町の所属する郡市が東伯郡から倉吉市に変更となります。このため、関金町に所在する事業所の政府管掌健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の保険証記号が合併日をもって変更となります。

しかし、これらの事業所に対する保険証の更新が平成17年3月下旬頃となる予定のため、当面、従前の保険証を使用しての受診についても差し障りないものとし、平成17年3月以降の診療に係る診療報酬の請求につきましては、診察日が、合併日前であるか合併日以降であるかによらず、別紙保険証記号新旧対照表を確認のうえ、すべて新記号にて行っていただきますよう御協力お願いいたします。

**【県医注】** 3月診療分のレセプトは、全て新記号にて請求して下さい。

## V 淀江町に所在する事業所に係る政府管掌健康保険被保険者証の保険証記号の変更について

鳥取社会保険事務局保険課長

社会保険事業の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成17年3月31日に淀江町と米子市が合併することにより、淀江町の所属する郡市が西伯郡から米子市に変更となります。このため、淀江町に所在する事業所の政府管掌健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の保険証記号が合併日をもって変更となります。

しかし、これらの事業所に対する保険証の更新が平成17年5月中旬頃となる予定のため、当面、従前の保険証を使用しての受診についても差し障りないものとし、平成17年3月以降の診療に係る診療報酬の請求につきましては、診療日が合併日前であるか、合併日以降であるかによらず、別紙保険証記号新旧対照表を確認のうえ、全て新記号にて行っていただきますよう御協力お願いいたします。

**【県医注】** 3月診療分のレセプトは、全て新記号にて請求して下さい。